

2026年7月24日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

上場廃止等の決定について

下記のとおり、上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしたので、お知らせします。

※本件は、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき決定したものです。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定

- (1) 銘 柄 昭和ホールディングス株式会社 株式
(コード：5103、市場区分：スタンダード市場)
- (2) 整 理 銘 柄 2026年7月24日（金）から2026年8月24日（月）まで
指 定 期 間
- (3) 上 場 廃 止 日 2026年8月25日（火）
(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがあります。
- (4) 理 由 内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと当取引所が認める場合に該当するため
(関連条項) 引所が認める場合に該当するため
(有価証券上場規程第601条第1項第9号a)
- (5) 理 由 の 詳 細 昭和ホールディングス株式会社（以下「同社」という。）は、2026年7月8日に「代表取締役選任が出来ていないこと、経営の現況と今後の方針」を開示しました。これを受け、同社の内部管理体制等の状況について確認を行い、当取引所は、同年7月14日付で同社株式を監理銘柄（審査中）に指定しました。その後も同社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと認められるか否かについて、同社に対する照会やヒアリング等を通じてその実態を確認したところ、以下の状況等が明らかとなりました。
 - ・ 内部管理体制の実行を担う同社の従業員の存在が確認できないなど、上場会社として必要な内部管理体制が確保されていることを確認できないこと。
 - ・ 内部管理体制の再構築に向けた具体的なスケジュールや計画が示されておらず、その実効性を評価できないこと。また、体制整備に向けた具体

的な見通しも確認できないこと。

以上のとおり、同社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと認められたことから、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしました。

2. 代用有価証券の取扱いについて

同社株式は、2026年7月27日（月）以降、次の各代用有価証券から除外されます。

- ・ 信用取引及び発行日決済取引の委託保証金
- ・ 発行日決済取引の売買証拠金
- ・ 取引参加者保証金
- ・ 信託金

以 上